

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次

ページ

告 示

○騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………	(環境保全課)	27
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生 する振動を規制する地域の指定の一部改正……………	(環境保全課)	27
○悪臭防止法に基づく規制地域の一部改正……………	(環境保全課)	27
○土地改良法による道営換地処分……………	(農地調整課)	27
○道営土地改良事業計画の決定……………	(土地改良指導課)	28
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(土地改良指導課)	28
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	28
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	28
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	28
○道路の供用の開始……………	(道路整備課)	29
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	(砂防災害課)	29
○建設業者に対する監督処分……………	(建設情報課)	29

道立羽幌病院告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	30
------------------------	----

告 示

北海道告示第931号

昭和63年北海道告示第315号(騒音規制法に基づく規制地域等の指定)の一部を次のように改正し、平成16年12月1日から施行する。

平成16年11月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

小樽市、江別市、千歳市、鷹栖町、音更町及び釧路町の地域についての図を次の図のように改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定されていたものに係る同法第12条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の指定により最初に指定地域と

なつた日である。

(「次の図」は、省略し、北海道環境生活部環境室環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第932号

昭和63年北海道告示第317号(振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定)の一部を次のように改正し、平成16年12月1日から施行する。

平成16年11月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

小樽市、江別市、千歳市、鷹栖町、音更町及び釧路町の地域についての図を次の図のように改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定されていたものに係る同法第12条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の指定により最初に指定地域となつた日である。

(「次の図」は、省略し、北海道環境生活部環境室環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第933号

平成元年北海道告示第397号(悪臭防止法に基づく規制地域の指定)の一部を次のように改正し、平成16年12月1日から施行する。

平成16年11月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

小樽市、釧路市、鷹栖町及び釧路町の地域についての図を次の図のように改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定により指定されていたものに係る同法第8条第3項に規定する「規制地域となつた日」は、当該地域が従前の指定により最初に規制地域となつた日である。

(「次の図」は、省略し、北海道環境生活部環境室環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第934号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、美瑛市北美唄地区の換地処分をした。

平成16年11月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第935号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（森雨煙別地区地域水田農業支援排水対策特別（農業用排水））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成16年11月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年11月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第936号

道営土地改良（更別西南地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、暗きょ、土層改良、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成16年11月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年11月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第937号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年11月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 上磯郡木古内町字木古内155の45（次の図に示す部分に限る。）、155の48
- 2 指 定 の 目 的 公衆の保健
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁

経済部林務課及び木古内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第938号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年11月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 常呂郡置戸町字北光50の52（次の図に示す部分に限る。）、字置戸67の1、67の4、68の4
- 2 指 定 の 目 的 落石の危険の防止
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び置戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第939号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年11月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 余市郡余市町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 余市郡余市町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため
4(1) 解除予定保安林の所在場所	夕張市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	水源のかん養
(3) 解 除 の 理 由	ダム用地とするため
5(1) 解除予定保安林の所在場所	新冠郡新冠町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	土砂の流出の防備
(3) 解 除 の 理 由	河川管理施設用地とするため
6(1) 解除予定保安林の所在場所	新冠郡新冠町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	水源のかん養
(3) 解 除 の 理 由	河川管理施設用地とするため
7(1) 解除予定保安林の所在場所	沙流郡門別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	水源のかん養
(3) 解 除 の 理 由	河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）	
北海道告示第940号	
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。	
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。	
平成16年11月24日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
道道 美唄浦臼線	美唄市字茶志内5242番3地先から 美唄市字茶志内5261番1地先まで
供用開始の期日	
平成16.11.25	
北海道告示第941号	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。	
その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に	

供する。				
平成16年11月24日				
北海道知事 高 橋 はるみ				
瀬棚本町1急傾斜地崩壊危険区域				
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に結んだ線及び標柱1号と標柱8号とを結んだ線によって囲まれた区域				
郡 市	町	字	地 番	標柱
瀬棚郡	瀬棚町	本町	738番1	1
同	同	共和	404番1	2
同	同	同	395番	3
同	同	同	387番	4
同	同	同	390番	5
同	同	本町	748番1	6
同	同	同	742番2	7
同	同	同	739番1	8
北海道告示第942号				
建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。				
「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。				
平成16年11月24日				
北海道知事 高 橋 はるみ				
1 許可の全部廃業				
商 号	又 は 名 称	建設業の許可の番号	処 分 年 月 日	
札幌大成機工株式会社		般一13 石第8728号	平成16.10. 5	
秀和観光株式会社		般一12 石第11823号	同 16.10. 6	
三井エヌアンドティ建設株式会社		般一11 石第774号	同 16.10. 8	
有限会社 尾形建設工業		般一14 石第14047号	同 16.10.14	
有限会社 丸義林建設		般一14 石第9785号	同 16.10.18	
有限会社 ク ロ ス		般一13 石第15425号	同	
有限会社 竹田鉄筋工業所		般一14 石第1381号	同 16.10.19	
有限会社 北星建設工業		般一13 石第15454号	同 16.10.20	
有限会社 眞崎工業		般一11 石第16828号	同 16.10.25	
安田建設株式会社		般一12 石第2701号	同 16.10.28	

アルファ電建株式会社	般-12	石第14875号	平成16.10.28	株式会社 横 田 工 業	般-13	胆第2033号	同	16.10.12
三友機工	般-14	石第18062号	同	株式会社 カ ト ー 電 設 工 事	般-13	胆第2388号	同	16.10.20
建設工業株式会社	特-11	渡第1134号	同 16.10. 4	日 協 設 備 株 式 会 社	般-14	十第495号	同	16.10. 5
有限会社 茅 森 建 設	般-14	渡第663号	同 16.10. 5	株式会社 山 本 建 設	般-12	十第197号	同	16.10.19
株式会社 水 工 社	般-13	後第1202号	同 16.10. 7					
朝 日 建 設 株 式 会 社	特-14	空第2626号	同 16.10. 6					
株式会社 桂 建 設	般-14	空第2354号	同 16.10.22					
天 塩 川 工 業 株 式 会 社	般-12	上第625号	同 16.10. 4					
株式会社 苫 前 土 建	般・特-14	留第88号	同 16.10. 1					
ハ タ ナ カ 建 設 株 式 会 社	般・特-14	留第138号	同					
有限会社 加 藤 工 務 店	般-14	網第473号	同 16.10. 4					
株式会社 西 脇 土 木	般-14	網第461号	同 16.10. 6					
羽 澤 建 設	般-11	胆第766号	同 16.10.12					
有限会社 石 山 組	般-11	日第202号	同 16.10.13					
北 海 道 ゼ ネ ラ ル ホ ー ム ズ 株 式 会 社	般-11	十第3266号	同 16.10. 8					
株式会社 木 の 城 た い せ つ	般-13	十第3091号	同 16.10.12					
有限会社 十 勝 工 電 社	般-13	十第1924号	同 16.10.28					
道 伸 電 設 株 式 会 社	般-14	釧第1006号	同 16.10. 4					
東 光 建 設 工 業 株 式 会 社	般-14	根第226号	同 16.10. 7					
安 田 建 設 株 式 会 社	特-11	根第45号	同 16.10.12					
高 屋 敷 建 設 株 式 会 社	般-13	根第12号	同 16.11. 5					
2 許可の一部廃業								
商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日						
株式会社 エム・トキココーポレーション	般-13	石第17772号	平成16.10. 1					
株式会社 マ ナ テ ッ ク	般-11	石第16738号	同 16.10. 8					
五 島 冷 機 株 式 会 社	般-13	石第755号	同 16.10.14					
株式会社 三 井 工 産	般-12	石第7246号	同 16.10.20					
株式会社 一 高 た か は し	般-13	石第5781号	同 16.10.21					
菊 地 建 設 鉱 業 株 式 会 社	般-12	後第97号	同 16.10. 5					
拓 建 設 工 業 有 限 会 社	般-15	上第4756号	同 16.10. 4					
株式会社 田 村 組	般-14	上第916号	同 16.10.25					
株式会社 不 二 水 道	特-11	留第198号	同 16.10.21					
井 手 上 建 設 株 式 会 社	般-14	宗第85号	同 16.10. 6					
斜 里 建 設 工 業 株 式 会 社	般-11	網第111号	同 16. 9.30					

道 立 羽 幌 病 院 告 示								
北海道立羽幌病院告示第7号								
次のとおり随意契約の相手方を決定した。								
平成16年11月24日								
北海道立羽幌病院長 佐 藤 卓								
1 随意契約に係る物品等の名称及び数量								
磁気共鳴断層撮影装置 一式								
2 随意契約の相手を決定した日								
平成16年11月 8 日								
3 随意契約の相手方の氏名及び住所								
(1) 氏 名 株式会社 ムトウ								
(2) 住 所 札幌市北区北11条西4丁目1番地								
4 随意契約に係る契約金額								
144,877,950円								
5 契約の相手方を決定した手続								
随意契約								
6 随意契約によった理由								
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。								
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地								
(1) 名 称 北海道立羽幌病院庶務課								
(2) 所在地 苫前郡羽幌町栄町94番地								